

〈スペシャルトピック〉

厚生労働省が平成28年度予算の概算要求を公表

厚生労働省の平成28年度予算の概算要求が明らかになった。一般会計の総額は三〇兆六六七五億円で、平成27年度予算額を七五二九億円（二・五％）上回った（図表1）。政策的経費をはじめとする一般会計は、「年金・医療等に係る経費」と「義務的経費」「その他経費」で構成されている。平成28年度予算の概算要求では、「その他経費」を一〇％削減したうえで、「年金・医療等に係る経費」が高齢化等に伴い六七四八億円（二・四％）の増額となったほか、「新しい日本のための優先課題推進枠」として新たに二二五二億円を盛り込んだ。

また、保険料など特定の歳入・歳出を区分している特別会計については、「労働保険特別会計」の概算要求が、平成27年度予算との比較で三〇九億円（〇・九％）多い三兆六五三六億円で、「年金特別会計」が二兆七六七五億円（四・六％）多い六兆五四九八億円で、「東日本大震災復興特別会計」が二六二二億円（三二・六％）減の五四一億円となった。

八つの戦略的要点要求を含む一本の主要事項で構成

平成28年度予算の概算要求における重点要求・要望は、①予防・健康づくりの推進等、②総

図表1-1 平成28年度厚生労働省予算概算要求の姿

(27年度予算額) 29兆9,146億円	→	(28年度要求・要望額) 30兆6,675億円	(対27年度増額) (+7,529億円)
-------------------------	---	----------------------------	-------------------------

一般会計

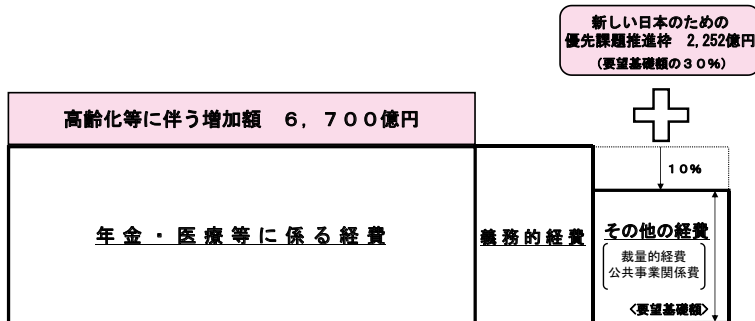
(単位:億円)

区分	平成27年度 予算額 (A)	平成28年度 要求・要望額 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
一般会計	299,146	306,675	7,529	2.5%
うち 年金・医療等 に係る経費	280,378	287,126	6,748	2.4%
うち 新しい日本のための 優先課題推進枠	-	2,252	2,252	-

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

- (注1) 平成27年度予算額は当初予算額である。
- (注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。
- (注3) 平成27年度予算額及び平成28年度要求額は、B型肝炎の給付金等支給経費（平成27年度予算572億円、平成28年度要求572億円）を含む。
- (注4) 平成27年度から保育所運営費等（平成27年度予算1兆8,126億円）が内閣府へ移管されている。

図表1-2 平成28年度厚生労働省予算概算要求のフレーム



注 消費税率引上げと併せ行う社会保障の充実等については、社会保障改革プログラム法第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。
また、①診療報酬改定、②過去の年金国庫負担繰り延べの返済、③雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担の本則戻し、などについても予算編成過程で検討する。

<別枠で要求するもの>
○ B型肝炎の給付金等支給経費
○ 東日本大震災復興経費

資料出所：厚生労働省ホームページより

合的ながん対策の推進、③「全員参加の社会」の実現加速、④未来を支える人材力強化、⑤すべての子どもが健康やかに育つための総合的な対策の推進、⑥地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築、⑦医療分野の研究開発の推進等、⑧国境を越えた厚生労働行政の展開——の八点を据えている（うち③と④については図表2）。

労働分野では、人口減少社会の中で「全員参加の社会」の実現を加速させるため、新たな法制（「女性活躍推進法」〔八月二十八日成立〕や「若者雇用促進法」〔案〕「労働者派遣法改正法」〔案〕「技能実習法」〔案〕等）を通じ、女

性や若者・高齢者・障害者等の活躍推進を図るほか、非正規雇用の正社員転換や過重労働の重点的な監督指導など、公正・適正に働ける環境を整備する内容となっている。また、人材育成等による労働生産性の向上に向けては、職業生活の節目で定期的なキャリアコンサルティングを行う「セルフ・キャリアドック（仮称）」を新たに推進するなどとしている。

こうした重点要求・要望を含めて整理した予算全体の主要事項は、(Ⅰ)安心で質の高い医療・介護サービスの提供、(Ⅱ)子どもを産み育てやすい環境づくり、(Ⅲ)「全員参加の社会」の実現

図表2-1 「全員参加の社会」の実現加速

人口減少の下でも、我が国の安定的な成長を実現していくためには、働き手の確保が必要であり、個人がその持っている能力を最大限に発揮できる「**全員参加の社会**」の実現を加速させる。



・「女性の活躍・両立支援総合サイト」において企業の情報開示を推進するとともに、助成金の支給や中小企業に対する行動計画の策定支援等を実施。
 ・待機児童の解消を図るため、**保育所等の施設整備や小規模保育等の改修**などを実施。
 ・介護休業の取得及び職場復帰を図るための**介護支援プランの策定支援**を新たに実施。
 ・**男性の育児休業等の取得促進**のための職場環境整備等を行う事業主への**助成金を新設**。

・新卒者等の正社員希望を実現する取組に加え、**既卒3年以内の者等の採用・定着**を図る助成金を創設。
 ・ハローワークにおいて、**65歳以上の求職者に対する支援**や個別求人開拓等を実施。
 ・障害者就業・生活支援センターの農業の専門家への派遣等により、**農福連携による障害者の就業を促進**。加えて、**障害者就業・生活支援センターの体制を拡充**するなど、職場定着等に取り組む事業主を支援。
 ・**農業体験・研修の実施**や就労訓練事業所の開拓・育成により、**生活困窮者等の就業を促進**。

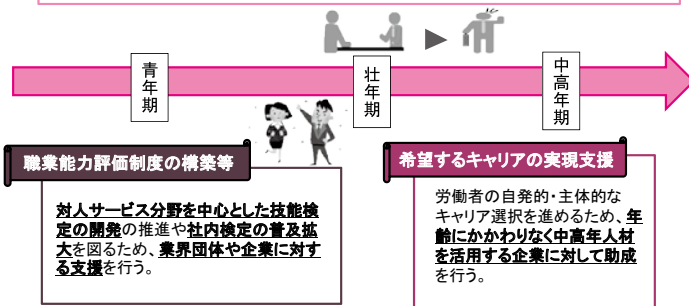
・非正規雇用で働く人の**正社員転換・雇用管理改善の推進**。
 ・**過重労働**による健康障害防止のための**重点的な監督指導**等を実施。
 ・**テレワークモデル実証事業の成果**を踏まえた周知等を実施。

図表2-2 未来を支える人材力強化

人口減少社会にあって、人的資本への投資が最もリターンを得るとの考えに基づき、経済社会の変革に柔軟に対応するための「**一人ひとりの主体的な学び**」を**重点的に支援**することを通じ、高付加価値人材の育成、生産性向上、ひいては日本経済の成長へとつなげていく。

職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援

・労働者の職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを行う「**セルフ・キャリアドック(仮称)**」を推進するため、**導入マニュアルの作成や事業主に対する支援**等を行う。
 ・**雇成型訓練を行う事業主等への支援を拡充**し、実践的な職業訓練を促進する。



資料出所：厚生労働省ホームページより

加速、(IV) 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備、(V) 健康で安全な生活の確保、(VI) 自立した生活の実現と暮らしの安心確保、(VII) 障害者支援の総合的な推進、(VIII) 安心でできる年金制度の確立、(IX) 施策横断的な課題への対応——の九本と、復興関連として、「東日本大震災からの復興への支援」と「原子力災害からの復興への支援」の二本の、計一本で構成した。
 このうち本稿では、労働分野に関連が深いものとして、(III)「全員参加の社会」の実現加速と、(IV) 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備に

全員参加社会の実現に向けて六本の柱で構成

ついて、主な施策を紹介する。
 (III)「全員参加の社会」の実現の加速に向けては、(i) 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化、(ii) 若者の活躍推進、(iii) 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備、(iv) 障害者等の活躍推進、(v) 外国人材の活用・国際協力、(vi) 重層的なセーフティネットの構築——という六本の柱に沿った施策を列挙している。

「女性の活躍や両立支援を推進」
 具体的にみると、(i) 女性の活躍推進については、「待機児童解消加速化プラン」を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。また、「保育士確保プラン」に基づき、修学資金の貸付・受講費の支援等による人材育成や、潜在保育士に対する再就職支援といった保育士確保対策を推進していく(九〇六億円)。
 「女性活躍推進法」で大企業に開示が義務づけられる情報については「女性の活躍・両立支援総合サイト」に転載するなどしてユーザビリティの向上を図る。女性の活躍推進に取り組み企業に対する助成金の拡充や、中小企業に対する行動計画の策定支援等も強化する。

を支援するほか、対象を介護休業にも拡大する(介護支援プラン)。また、育児休業中の代替要員の確保や介護離職の防止等に取り組む、中小企業事業主に対する助成金も拡充する。さらに、男性の育児休業等の取得を促進するため、職場環境の整備等に取り組む事業主に対する助成金を新設。男性の育児と仕事の両立に取り組む企業等を支援する「イクメンプロジェクト」を拡充していく。
 一方、「マザーズハローワーク事業」については拠点を拡充し、子育て中の女性等に対する再就職支援を推進する。訓練担当の「就職支援ナビゲーター」を配置して、ひとり親や出産・育児等でブランクがある女性にキャリアコンサルティングを行い、職業訓練への誘導・あつせん機能を強化する。また、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、「求職者支援制度」において育児等と両立しやすい短時間訓練コースや、訓練受講時の託児サービスの新設等を行う。
 こうした女性活躍推進策に一四〇億円を計上している。

(マタニティハラスメント対策を強化)

このほか、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」)については、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、事業主や人事労務担当者等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン(仮称)事業」を展開する。また、「男女雇用機会均等法」等の着実な施行と、未然防止の徹底を図っていく(三・六億円)。

(若者の活躍を推進)

(ii) 若者の活躍の推進に向けては、「若者雇用促進法(案)」が成立した場合には青少年雇用情報(職場情報)の積極的な提供を促すための環境を整えるなど、法律の円滑な施行に取り組みむとしている。また、「新卒応援ハローワーク」等での就職支援や、既卒三年以内の者等の採用・定着を促進する助成金の創設など、正社員を希望する者等の就職実現を図っていく。

さらに、「わかものハローワーク」には訓練担当の「就職支援ナビゲーター」を配置。長期的にフリーターになつていない者等に対するキャリアアコンサルティングを通じ、職業訓練への誘導・あつせん機能を強化する。また、夜間・休日でも相談が行えるよう、電話・メールによる相談を民間に委託。「わかものハローワーク」等への誘導や、個別支援体制の強化を図るなど、フリーター等の安定雇用に向けた支援を行っていく。

このほか、ニート等の若者に対して、「地域若者サポートステーション」で地方自治体と協働しながら個々の状況に応じた相談機会を提供するなど、その職業的自立に向けた支援を行う。こうした一連の若者の活躍推進策に、一九七億円を計上した。

(高齢者の活躍推進策を強化)

(iii) 高齢者の活躍推進策としては、ハローワークに「生涯現役支援窓口(仮称)」を設置する。六五歳以上の求職者を対象に、「就労・生活支援アドバイザー」や「求人者支援員」等から成るチームによる支援や、個別の求人開拓

等に取り組みとともに、技能講習を行うなど再就職支援の充実を図っていく。また、地域のニーズを踏まえた多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う「生涯現役促進地域連携事業(仮称)」を創設。さらに、「シルバー人材センター」が高齢者に多様な就業機会を提供できるように、地方公共団体や経済団体と連携して新たな就業機会を創出する「地域就業機会創出・拡大事業(仮称)」を設けるなど、その機能強化等に取り組んでいく(二七〇億円)。

(障害者等の活躍推進策を拡充)

一方、(iv) 障害者等の活躍推進策としては、筋電義手などのロボット技術を活用し、障害者向けの支援機器の開発(実用的製品化)を促進する。また、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加をいっそう推進するため、モデル事業の実施や障害者の芸術・文化祭の拡充等も行う。さらに、発達障害の早期発見・治療を推進するため、医療従事者の対応力の向上を図るとともに、発達障害者の地域生活を支えるため、生活上の課題や困りごとの解決に向けた支援を充実させる(四・一億円)。

このほか、農業分野でも障害者の就労を支援し、職域拡大や収入拡大を図る。また、農業の担い手不足の解消につなげるため、障害者就労施設に対して農業の専門家を派遣するほか、農業に取り組み障害者就労施設によるマルシェの開催等を支援する。さらに、「障害者就業・生活支援センター」の実施体制を拡充。ハローワークを中心とした「チーム支援」を展開するなど、障害者の職場適応・定着に取り組む事業

主支援を強化する。また、カウンセリングや企業の意識啓発等を実施するなど、精神障害者に対する総合的な雇用支援を強化。発達障害者・難病患者に対する支援も拡充し、多様な障害特性に応じた就労を推進していく(一一〇億円)。

一方、平成二八年度の新規施策として、農業体験・研修の実施や就労訓練事業所の開拓・育成を通じ、生活困窮者等の就労を促進する(二〇億円)。

また、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん患者等に対する就職支援事業を全国展開(二・五億円)。さらに、難病の患者が長期にわたり療養しながら暮らせるよう、地域のさまざまな支援機関と連携した相談支援体制を構築するなど、「難病相談支援センター」の実施体制を強化する(四・六億円)。

(外国人材の活用・国際協力)

(v) 外国人材の活用・国際協力に向けては、留学生の国内企業への就職を拡大するため、「留学生コーナー」を拡充して支援体制を強化する。また、関係省庁・機関が連携する「外国人材活躍推進プログラム」の地域展開を図るほか、地域の企業に対して留学生の活用に関するセミナーの開催や、採用後のフォローアップといった総合的な支援を実施する。

さらに、「技能実習法(案)」が成立した場合には、「外国人技能実習機構」で報告徴収・実地検査等を行うとともに、技能実習対象職種(拡大)や、優良な監理団体・実習実施者に限り実習期間の延長、受入れ枠の拡大を可能にするなど、新たな技能実習制度の円滑な

推進を図るなどとしている(四〇億円)。

公正、適正な環境の整備は五本柱で構成

一方、(iv) 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備については、さらに、(i) 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現、(ii) 働き方改革の実現、(iii) 人材力強化・人材確保対策の推進、(iv) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり、(v) 地方創生に向けた取り組みの推進——という五本柱で施策を整理している。

(非正規雇用労働者の待遇改善等)

具体的にみると、(i) 非正規雇用労働者の待遇改善等に向けては、「正社員転換・待遇改善実現プラン(仮称)」に基づき、ハローワークによる正社員就職の促進や、「キャリアアップ助成金」の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する人の正社員化、非正規雇用で働く人の待遇改善等を進めていく(四五六億円)。

また、「労働者派遣法改正法(案)」が成立した場合には着実に施行するとともに、平成二七年一〇月一日施行予定の「労働契約申込みみなし制度」についても、理解が進むよう周知広報等としていく。加えて、雇用安定措置やキャリアアップ措置が着実に実施されるよう、指導監督体制を強化する。また、特定労働者派遣事業の見直し等に伴う円滑な移行支援や、許可審査体制の整備を引き続き行っていく(一四億円)。

(働き方改革の実現)

(ii) 働き方改革関連では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成二十七年七月二四日閣議決定)(本誌九月号P44参照)に基づいて、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策のいっそうの推進を図っていく(七三億円)。

また、企業や労働者が働き方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取り組みに対する支援を拡充する(一九億円)。さらに、良質なテレワークの普及に向けて、「テレワークモデル実証事業」の成果を踏まえた周知や、サテライトオフィスを活用したテレワークの普及に向けた支援、導入経費に対する助成金の拡充等を行うなどとしている(一四億円)。

このほか、すべての所得層での賃金上昇と、企業の収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための取り組みを支援していく(一九億円)。

(労働者のキャリア形成支援等)

(iii) 人材力の強化・確保対策としては、労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、職業生活の節目で定期的にキャリアアドバイザー(仮称)を導入・実施する事業主支援等を新たにを行うとしている。また、キャリア形成について優れた取り組みを行う企業に対する表彰制度も拡充。さらに、人材育成の課題を踏まえた実

践的な職業訓練を推進するため、座学と実習を組み合わせた雇用型訓練を行う事業主等や、教育訓練休暇制度等の導入を行う事業主への支援の拡充等を行う(一六三億円)。

また、対人サービス分野を中心とした技能検定の開発の推進や、社内検定の普及・拡大を図るため、業界団体や事業主等に対する支援を行う。さらに、若年者が技能検定を受検ししやすい環境の整備等に取り組むとともに、「技能五輪国際大会」について選手の訓練サポートの充実等を図るなどとしている(二五億円)。

このほか、労働者の自発的・主体的なキャリア選択を可能にする環境を整備するため、年齢にかかわらず中高年人材を活用する企業に対して助成する。また、「試行在籍出向」の導入に向けたノウハウの蓄積、課題の抽出を図るため、「産業雇用安定センター」で「試行在籍出向」プログラムをモデル的に実施する(五六億円)。

(人材不足分野等での確保対策等)

介護・看護・保育の各分野における人材確保対策としては、全国の主要なハローワークに設置した「福祉人材コナー」における取り組みや、建設労働者が不足している地域の主要なハローワークでの「建設人材確保プロジェクト」により、人材確保対策を推進する(一六億円)。

また、雇い管理の改善につながる制度の導入・実施を通じ、従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する「職場定着支援助成金」の対象事業主を拡大。さらに、「建設労働者確保成功助成

金」の助成対象メニューの拡充等を行うとともに、介護・建設・運輸分野等における人材確保のための「雇用管理改善促進事業」の実施等を通じ、「魅力ある職場づくり」を推進していく(一一五億円)。

(職場の健康確保対策の推進等)

(iv) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりに向けては、「第一二次労働災害防止計画」(平成二十九年年度まで)で重点業種に掲げている「第三次産業」「陸上貨物運送事業」「製造業」等について、業種特性に応じた労働災害の防止を図る。また、介護労働者の安全衛生対策を推進。さらに、「東京オリンピック・パラリンピック」の開催に向けた関係工事等をはじめとして、「建設業」における安全対策を充実させる(七六億円)。

改正労働安全衛生法(平成二六年六月二五日公布)に基づく「ストレスチェック制度」(平成二十七年一月一日施行、詳細は本誌六月号P36参照)を含めた、メンタルヘルス対策については、その周知を徹底するとともに、ストレスチェック等を行う小規模事業場に対する支援の拡充等を図る。また、事業場における産業保健活動の支援や、産業保健スタッフの人材育成等も充実・強化。さらに、治療等が必要な疾病を抱えた労働者の適切な理解に基づく健康管理が行われ、治療を行いつつ就労が継続できるよう、専門の相談員による対応や訪問支援等を行うなどとした(三七億円)。

(地方創生に向けた取り組みを推進)

(v) 地方における良質な雇用の創出・人材育成に向けては、地域の創意工夫を活かした人材育成を推進するため、企業や地域の多種多様なニーズに対応した、新たな人材育成プログラムの開発・実施を支援する「地域創生人材育成事業」の拡充等を行う。また、ハローワークの全国ネットワークを活用して若者等の「UIJターン」を支援するとともに、地方創生に向けて市町村単位で雇用課題の解決に取り組む「実践型地域雇用創出事業」や、都道府県単位で取り組む「戦略産業雇用創出プロジェクト」等により地方自治体と連携し、地域の実情に即した雇用創出・人材育成を推進していく(一二六億円)。

子育て支援費用の税制措置等を要望

このほか、平成二八年度予算の概算要求とともに明らかにされた「税制改正要望」には、(1)女性の活躍を促進する等の観点から、ベビシッターの利用など子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要措置を創設すること、(2)雇用者数が増加した場合の法人税額の特別控除措置について、雇用の質を高める観点から見直しを行ったうえで適用期限を二年延長すること、(3)セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とすること——などが盛り込まれた。

(調査・解析部)